

新京都府人権教育・啓発推進計画の改定に向けた検討事項について

1 計画改定の趣旨（背景・現状認識）

- 改定に当たり考慮すべき社会情勢、人権課題の状況はどのようなものか。

（社会情勢）

少子高齢化、格差の拡大、IT技術の進展、医療技術の進展、雇用情勢の変化、国際情勢の変化、地域創生、女性の活躍促進

（人権課題の状況）

人権課題の多様化・複雑化、複合的な要因への配慮の視点、ヘイトスピーチ、子ども・女性・高齢者・障害のある人への暴行・虐待事件、学校でのいじめ・体罰、インターネットを悪用した人権侵害、自殺の問題、子どもの貧困、認知症高齢者、いわゆるブラック企業、職場におけるハラスメント・メンタルヘルス 等

— [現計画の記載：計画策定の趣旨] —

京都府では、「一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会の実現」を新京都府総合計画の基本計画の中に目標として掲げ、「京都府行動計画」を人権教育・啓発推進に係る基本的指針として、学校、地域、家庭、職域等、生涯を通じたあらゆる場面で、府民が幼児期からの発達段階や地域の実情等に応じ、生命の尊さ、個性の尊重、他人との共生など人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう積極的に取り組んできました。

その結果、人権教育・啓発の取組が府民に浸透してきたことがうかがえますが、人権に関する現状を見ると、児童虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」という。）、同和地区出身者や障害のある人、外国人等への差別、インターネットによる差別的情報の流布など、府民生活にかかわる様々な場面で、依然として、人権に関する深刻な問題が数多く発生しており、今後も人権教育・啓発のより一層積極的な取組が求められていると考えています。

一方、「人権教育・啓発推進法」は、その第5条で「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有する。」と規定しています。

こうしたことを踏まえ、「京都府行動計画」の計画期間が満了した2005年（平成17年）以降においても「京都府行動計画」を継承・発展させ、人権教育・啓発に係る施策を、引き続き総合的かつ計画的に進めることが必要であり、その基本的指針としてこの計画を策定するものです。

2 計画の目標等

(1) 計画の目標

- 計画の目標について、現計画の継承・発展を基本として、修正・追加すべき内容はあるか。

- 「明日の京都」長期ビジョンにおける「めざす社会の姿」を踏まえるとともに、その実現に向けた基本戦略である「明日の京都」中期計画の取組によっても目標の実現を目指す

〔現計画の記載：計画の目標〕

この計画は、「京都府行動計画」の取組を継承・発展させ、新京都府総合計画に掲げた「一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会の実現」へ向けて、あらゆる人々が、あらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、人権という普遍的文化を京都府において構築することを目標とします。

人権という普遍的文化が構築された社会とは、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け、実践できるという意識が社会全体及び日常生活の隅々にまで浸透した人権感覚の豊かな社会であると考えています。

〔「明日の京都」長期ビジョン（抜粋）〕

めざす社会の姿

（人と絆を大切に作る京都）

新しい時代の京都。そこでは、社会を覆う不安と閉塞感が取り払われ、個人の尊厳と人権、多様な価値観・生き方が尊重されるために人々が助け合い、一体感のある社会が築かれます。そして、そのもとで、だれもが豊かな人間性をはぐくみ、自立と自分の夢の実現に向かって持てる力を開花させることができ、しあわせを実感できる社会が実現します。

基本方向

2 地域共生の実現

(1) 人権尊重

一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会へ

そこでは、

- あらゆる人々の人権が尊重され、互いを認め合い、だれもが自己実現に向けて個性や能力を発揮できます
- 障害のある人もない人も、ともに支え合い、同じように快適に生活し、活動できます

(2) 計画期間

- 期間の有無、長さをどのようにすることが適当か。

- 現計画期間はH17.1～H27.12（概ね10年）。国の基本計画は期間無し
- 社会情勢の変化や国際的潮流の動向等を踏まえた随時見直しの必要性
- 「明日の京都」長期ビジョンは平成32～42（2020～30）年を展望
- 「明日の京都」中期計画は平成27～31年度の4年間

3 人権教育・啓発推進の基本的な考え方

- ・ 人権教育・啓発推進に当たって、「人権」をどう捉えるか。
- ・ 人権教育・啓発推進の基本的な考え方として踏まえるべき内容・構成はどのようなものか。

(これまでの懇話会意見等)

- ・ インクルーシブな共生社会の創造（社会全体が変わっていく概念）
- ・ 問題を抱える当事者の自立、エンパワメントのための支援・環境づくり
- ・ 人権に興味のない人に対するアプローチ（参考：府民調査：研修等参加経験あり15.2%）
- ・ 価値観が多様化している中で、府民が共通して尊べるものが必要
- ・ 一人ひとりの人権を守るためにつながり支え合うことの大切さを実感できる取組の推進

〔現計画の記載：人権教育・啓発の視点〕

この計画における人権教育・啓発は、人権意識の高揚を図るために実施してきた京都府における同和教育や啓発活動、並びに「京都府行動計画」の取組の成果も踏まえ、次の点に留意して推進します。

① 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

人権とはなによりも、自己実現と幸福追求のための権利といわれています。すべての人のために、年齢、性別、身体的能力、国籍、民族などの違いにかかわらず、一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合い、自己決定や自己実現する権利を尊重し、いきいきと生活できる共生社会の実現を目指す取組を推進します。

また、今日の社会においては、人々を取り巻くあらゆる環境と共生していくことができなければ、人権の尊重もあり得ないことから、そうした広がりを持った視点から人権をとらえることができるよう取組を推進します。

② 一人ひとりを大切にされた人権教育・啓発

人権が尊重される社会とは、自分の人権と同様に他人の人権も尊重される社会、すなわち、「人権の共存」が達成される社会です。

このような社会を実現するために、生命の尊さ・大切さや、自分がかけがえのない存在であると同時に、他人もかけがえのない存在であることを実感できる取組など、一人ひとりを大切にされた取組を推進します。

③ 生涯学習としての人権教育・啓発

「人権教育・啓発推進法」が規定する基本理念（第3条）には、「人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、（中略）を旨として行わなければならない。」と述べられています。

このように、人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動であり、また、その学習活動を支援するための学習環境や学習機会等を整えていくことでもあります。府民が生涯のあらゆる機会を通じて人権について学習することができるよう取組を推進します。

④ 身近な問題から考える人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進していくためには、人権が府民一人ひとりの生活と深くかかわり、自分自身の課題としてとらえるべき問題であるという認識を深めることが必要です。

このため、例えば私たちが日常生活の中で、当然のこととして受け入れてきた日本特有の風習や世間体などの身近な問題についても、人権尊重の視点からとらえ直すとともに、地域、職場等での身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身に付けることができるよう取組を推進します。

4 人権問題の現状等

(1) 人権問題の現状

- 個別の人権課題を解決するためには、課題横断的にどのような取組や視点が必要か。

(これまでの懇話会意見等)

- 現状を踏まえた人権施策の必要性
- 新たな人権課題や横断的な課題への対応

〔現計画の記載：人権問題の現状等〕

人権は「人間の尊厳」に基づく固有の権利であって、いかなる関係においても尊重されるべきものです。しかし、現実には、公権力と住民の間のみならず、住民相互の間でも侵害される場合があります。

社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別は、その一つの典型ですが、その他にも弱者に対するいじめや虐待、プライバシーの侵害などがあります。

我が国では、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下、人権尊重に関する様々な施策が推進されてきましたが、今なお本章で取り上げるような人権問題が存在しています。

このような様々な人権問題が生じている背景について、国の「基本計画」では、人々の中にみられる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等があげられています。また、これまで人権問題として認識されていなかった問題や社会の情報化、技術革新などの社会環境の変化から生じた新たな問題が人権問題として認識されるようになってきています。

人権教育・啓発は、府民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自らの課題として、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に取り組んでいけるようにするための条件整備をすることです。

そのためには、社会に存在する様々な人権問題について、その実態、原因について正しく把握・理解するとともに、こうした問題が実際には複合した要因により発生することによって、重層化・複雑化している可能性があることを考慮に入れて、あらゆる場や機会を通して、解決に向けた展望をしっかりと持って総合的に取り組むことが必要です。

特に、子どもたちが心身ともに成長過程にある学校教育においては、「法の下での平等」「個人の尊厳」といった普遍的な視点から学習を進めるとともに、同和問題や女性、子ども等の人権問題といった個別的な視点からも、発達段階に応じて理解と認識を深めながら、課題解決に向けた実践的な態度が培われるよう、関係機関と十分連携を図って、推進していく必要があります。

(2) 個別の人権課題

- 「人権問題の現状等」において紹介している人権問題について、新たに取り上げるべき課題や整理すべき課題はあるか。

例 <新たに取り上げる人権課題>

- 北朝鮮当局による拉致問題
- 自殺の問題
- ハラスメント等職場における人権
- ヘイトスピーチ
- 子どもの貧困
- 災害時の人権 等

例 <取り上げ方を整理する人権課題>

- 犯罪被害者等（さまざまな人権問題→新規項目）
- インターネットによる人権侵害（さまざまな人権問題→新規項目）
- 性的指向（「その他の人権問題」→「性同一性障害」と統合） 等

〔現計画での記載項目〕

- 1 同和問題
- 2 女性
- 3 子ども
- 4 高齢者
- 5 障害のある人
- 6 外国人
- 7 患者等
 - (1) エイズ
 - (2) ハンセン病
- 8 さまざまな人権問題
 - 犯罪被害者等
 - ホームレス
 - インターネットによる人権侵害
 - 個人情報の保護
 - 性同一性障害
 - その他の人権問題
(刑を終えた人、アイヌの人々、婚外子、性的指向、識字)

5 人権教育・啓発の推進

- ・ 人権教育・啓発の推進に当たって留意すべきことは何か

(これまでの懇話会意見等)

- ・ 研修の効果検証、フィードバックの重要性
- ・ フォローアップの方法、体制
- ・ 相談機能の重要性と周知の必要性
- ・ 人権教育・啓発を支える人材の育成
- ・ 人権に関わる法律等の教育、一般への周知
- ・ 非正規労働者や、人権に興味のない人に対するアプローチ
- ・ 府庁内・関係機関との連携
- ・ NPO、NGOの活用
- ・ インターネット空間の活用

〔現計画での記載項目〕

第2章 計画の基本理念

4 計画の推進

- (2) 推進体制等

第4章 人権教育・啓発の推進

1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

- (1) 保育所・幼稚園
- (2) 学 校
- (3) 地域社会
- (4) 家 庭
- (5) 企業・職場

2 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

- (1) 教職員・社会教育関係職員
- (2) 医療関係者
- (3) 保健福祉関係者
- (4) 消防職員
- (5) 警察職員
- (6) 公務員
- (7) マスメディア関係者

第5章 計画の推進

1 指導者の養成

2 人権教育・啓発資料等の整備

3 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

4 国、市町村、民間等との連携

5 調査・研究成果の活用計画の推進